

知的財産 -Intellectual Property-

Newsletter

〈2017年11月号〉

Contents

1 | 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定に向けて



2 | 法102条2項の推定的前提となる損害の不発生・同項による推定の覆滅を認めなかった事例

知財高裁(3部) 平成29年9月11日判決



3 | 複数世代にわたって行われた分割出願の適法性について判断した事例

知財高裁(4部) 平成29年9月26日判決



4 | 国家資格の名称を含む商標が商標法4条1項7号に反しないと判断した事例

知財高裁(2部) 平成29年9月14日判決



5 | プログラマーが開発データを持ち出して競合他社へ就職していた場合に競業避止義務により、また、不競法により、プログラマーとしての業務に従事することを差し止めることができるかについて判断した事例

知財高裁(3部) 平成29年9月13日判決



6 | 中国における知財法制立法動向：
習近平政権一期目の動向と不正競争防止法の改正



標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定に向けて

重富 貴光
Takamitsu Shigetomi
PROFILEはこちら

産業構造審議会知的財産分科会内に設置された特許制度小委員会は、平成29年9月に標準必須特許を巡る現状と課題について討議を行い、「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン」(SEPガイドライン)を作成することとし、ガイドライン策定に向けた提案募集を開始しました。

SEPガイドライン策定の趣旨ですが、①通信に関する標準必須特許は、製品ライフサイクルの短期化や製品当たりの権利数の増加により、事業開始前に権利関係の全てを把握することが難しい状況になっていること、②ライセンス交渉について通信業界の企業とそれ以外の製造業やサービス業といった異業種間でも行われるようになり、従前のようなクロスライセンスによる解決が困難になっており、当事者間のライセンス料率等の相場観にも乖離が生じていることを踏まえ、標準必須特許を巡る紛争を未然に防止し、迅速に解決する上で有用な国際的に参照されるガイドラインを作成することとされています。

SEPガイドラインでは、【1】適切なライセンス交渉の進め方と【2】合理的なライセンス料の水準について当事者が留意すべき考慮要素を定めることが想定されています。【1】適切なライセンス交渉の進め方に関しては、(1)誠実な交渉の要素(例：交渉の期間、態度、経緯)、(2)効率的な交渉の要素(例：交渉の当事者となるべき者(最終製品メーカー、サプライヤー)やライセンス料の負担の配分、当事者間における必要な情報の提供)を示すことが念頭に置かれています。【2】合理的なライセンス

料の水準に関しては、(1)ライセンス料の算定の基礎(例：製品価格における標準の貢献度(最終製品全体、最小販売可能部品))、(2)ライセンス料の算定要素、手法(例：他者やパテントプールのライセンス料率、特許の価値、累積ロイヤルティ率、標準必須特許の数、ポートフォリオの強さ、研究開発コスト、交渉経緯)を示すことが念頭に置かれています。

標準必須特許を巡るライセンス交渉に関しては、[知財高裁\(特別部\)平成26年5月16日判決](#)(平成25年(ネ)第10043号裁判所ウェブサイト[アップル・サムスン事件])が当事者の誠実交渉義務違反の成否やFRAND条件によるライセンス料相当額を判断・算定する際の考慮要素を示していますが、これらの論点に関する議論は未だ熟しておらず、他にもみるべき確たる基準も存しない状況にあります。ライセンス交渉は標準必須特許であっても当事者間の私的自治の原則が適用される領域であり、ガイドラインは当事者間の交渉及びライセンス料の決定を法的に拘束するものではありませんが、SEPガイドラインの策定は、我が国における標準必須特許のライセンス交渉を迅速かつ適正に行うことを促進するための試みと位置づけることができます。策定されるSEPガイドラインは、国際的調和の観点をも意識してその内容を定めることが望まれます。

SEPガイドラインに関する提案募集は2017年11月10日までなされることとされており、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

[特許庁ウェブサイト「標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定に向けた提案募集について」](#)

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法102条2項の推定の前提となる損害の不発生・同項による推定の覆滅を認めなかった事例

富田 詩織
Shiori Tomida

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成29年9月11日判決(平成29年(ネ)第10040号)裁判所ウェブサイト[生海苔異物分離除去装置事件]

[→ 裁判例はこちら](#)

本件は、「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」についての特許発明(本件特許)に係る特許権を有する被控訴人Xが、Yらの販売等する生海苔異物除去機(本件装置)が本件特許発明の技術的範囲に属し、回転円盤(本件回転円盤)が本件装置の「生産にのみ用いる物」とであると主張して、本件装置及び本件回転円盤の譲渡等の差止め及び損害賠償等を請求した事案です(なお、知財高裁[4部]平成27年11月12日判決判時2287号91頁[生海苔異物分離除去装置事件]等と同一特許についての他の事案です。)

裁判所は、本件装置が本件特許発明の技術的範囲に属し、本件回転円盤が本件装置の「生産にのみ用いる物」であることを認定した上で、損害論につき、以下のように判示しました。

- 法102条2項の推定の前提となる損害の不存在との主張について、
- ・ Yらの主張は、要するに、Xが販売店ではなく製造業者であるという事実ゆえに製造業者であるとともに販売も行うY1や販売業者であるY2と同程度に利益を得ることはできない、ということとどまるところ、当該主張事実のみをもって、本件発明の実施品の顧客吸引力にもかかわらず、Xがその取引先に対する販売の機会をもちえなかったということはできない。他にXが取引の機会を奪われたとはいえない特段の事情もない。
 - ・ したがって、Yら指摘に係る事情は、Xに損害が発生しておらず、法102条2項の推定が及ばないとするに足りるものではなく、また、同規定による推定を覆滅するに足る事情と見ることもできない。

法102条2項は、損害の額を推定する規定であって、損害の発生を推定するものではないとするのが過去の裁判例の立場です。したがって、損害の発生自体に争いがある場合には、特許権者が、「侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情」を立証する必要があります(知財高判平成25年2月1日判時2179号36頁[ゴミ貯蔵機器事件])。本件においては、特許権者が同程度の利益を得ることができないことを事業態様を抽象的に主張・立証することのみによっては、取引先に対する販売の機会を持ちえなかったとまではいえず、特許権者が「利益が得られたであろうという事情」は否定されないと判断したものとされます。

また、本判決は、上記事情は法102条2項による推定を覆滅するに足る事情と見ることもできないとしており、販売業者と製造業者という事業態様に関する抽象的な違いを主張することのみによっては同項の推定は覆滅されないことを示したものと考えられます。上記ゴミ貯蔵機器事件においては、「特許権者と侵害者との業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。」とされており(なお、結論として同判決は推定の覆滅は否定。)、事業態様を理由に推定の覆滅を認めた裁判例(東京地判平成19年9月19日裁判所ウェブサイト等)も他に存在することからすれば、同項の推定の覆滅が認められるためには、侵害者の利益と特許権者が得られたであろう利益との違いをより具体的に立証する必要があるものと考えられます。

本判決は、法102条2項の前提となる損害発生の有無や同項の推定覆滅事情の検討に際し、参考になるものと思われます。

[→ contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士からのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

複数世代にわたって行われた分割出願の適法性について判断した事例

古庄 俊哉
Toshiya Furusho

PROFILEはこちら

知財高裁(4部)平成29年9月26日判決(平成28年(行ケ)10263号)裁判所ウェブサイト[配線ボックス事件]

→ 裁判例はこちら

本件は、無効審判不成立審決に対する取消訴訟であり、原告X(請求人)は、取消事由として、分割要件の判断の誤り、本件発明の容易想到性の判断の誤りを主張しました。本稿では、特に分割要件に関する裁判所の判断についてご紹介します。

被告Y(特許権者・被請求人)は、発明の名称を「配線ボックス」とする発明(「本件発明」)について特許出願(「本件出願」)をし、設定の登録を受けました。本件出願は、第1出願から数えて5世代目の分割出願であるところ、Xは本件審決取消訴訟における取消事由の1つとして、本件発明は、第4出願の当初明細書等に記載のない新たな技術的事項を導入するものであり、当該明細書等に記載されていない事項を含むものであるから分割要件に違反するとして、分割要件に関する審決の認定判断には誤りがある旨主張しました。かかる取消事由の主張に関し、裁判所は、分割要件が適法であるための要件について、以下のとおり判示しました。

●分割出願が適法であるための実体的要件としては、①もとの出願の明細書又は図面に二以上の発明が包含されていたこと、②新たな出願に係る発明はもとの出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること、③新たな出願に係る発明は、もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。

●本件出願は、第1出願から数えて5世代目になる分割出願であるため、本件出願が第1出願の出願時にしたものとなされるには、本件出願、第4出願、第3出願及び第2出願が、それぞれ、もとの出願との関係で、上記①ないし③の分割の要件を満たし、かつ、本件発明が第1出願の出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内のものであること、という要件を満たさなければならない。

そして、裁判所は、本件においては、第2出願ないし第4出願が分割の要件を満たすことについては、当事者間に争いがなく、本件発明は、分割直前の第4出願の明細書等に記載された二以上の発明の一部であって、第4出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であり、かつ、第1出願の出願当初の明細書等に記載した事項の範囲内のものであると認められるから、本件出願は適法な分割出願であり、その出願日は第1出願の出願日に遡及すると判断し、Xの主張を退けました。

複数世代にわたって分割出願が繰り返行われた場合、分割要件違反が問題となることが少なくありません。本件は、複数世代にわたって行われた分割出願が適法であるための要件及びその具体的判断を示した事例として実務上参考になると思われます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

国家資格の名称を含む商標が商標法4条1項7号に反しないと判断した事例

黒田 佑輝
Yuki Kuroda

PROFILEはこちら



知財高裁(2部)平成29年9月14日判決(平成29年(行ケ)第10049号)裁判所ウェブサイト[アドバンス助産師事件]

→ 裁判例はこちら

原告(X)は、一般財団法人日本助産評価機構と称する法人であり、助産師に関する専門職大学院の認証評価機関として文部科学省から認証されているほか、助産所等の第三者評価事業を実施しています。日本看護協会や日本助産協会等の助産師関連団体は、助産師資格者の中から一定の能力を有する者を「アドバンス助産師」として認証する制度を創設し、Xにその認証をさせることとしていました。Xはアドバンス助産師制度の創設に先立って、「Advanced Midwife アドバンス助産師」と称する文字商標(本願商標)を出願しましたが、特許庁は、本願商標が商標法4条1項7号に違反しているとして出願を拒絶しました。

これに対して、Xは、拒絶査定不服審判を提起しました。特許庁は、本願商標が、①名称独占資格である「助産師」の名称を含んでいることから、保健師助産師看護師法(保助看法)42条の3第2項が、助産師の資格を持つ者以外が助産師と称してはならないとしていることに反するおそれあること、②国家資格である「助産師」の名称と「上級の」という意味を持つ「アドバンス」を組み合わせた本願商標は、助産師に関する上級の国家資格であると誤信させ、ひいては、助産師の制度に対する社会的信頼性を失わせるおそれがあるから、公の秩序に反するおそれがあるとして、商標法4条1項7号に違反すると判断しました。

Xは、知財高裁に審決取消訴訟を提起し、知財高裁は特許庁の判断を取り消しました。知財高裁は、アドバンス助産師制度が、助産師の中から一定の能力を持つ者を認証するものであって、助産師ではない者を認証するものではないことから、

保助看法42条の3第2項に反するおそれはないと判断しました。また、「アドバンス助産師」については、「上級の助産師」との意味を生じるが、Xが事業として相当数の助産師を認定しており、厚生労働省が地域における周産期医療の体制把握のための指標例として、アドバンス助産師の数を挙げるなど、助産師の中で一定程度の能力を持つ者を示す制度であることが相当程度認知されているものと認められるので、本願商標の意味とその実態に齟齬があるわけではないとしました。さらに、国家資格において「アドバンス」という言葉が上級資格を示すために用いられる例はないことから、「アドバンス助産師」が「助産師」と異なる国家資格であると認識されるとは認められないし、仮にそのように認識されることがあったとしても、本願商標が国家資格等の制度に対する社会的信用を失わせるものではないと判断し、商標法4条1項7号に違反しないと判断して審決を取り消しました。

商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」を登録できない商標としており、特許庁の商標審査基準でも、国家資格と誤認を生ずるおそれがある場合は本号に該当して出願を拒絶するとの考えが示されています。本件は、国家資格である「助産師」の名称を含む商標出願が問題とされましたが、比較的形式的な特許庁の判断に対し、知財高裁はXの属性や「アドバンス助産師」制度の性質等を具体的に認定した上で、商標法4条1項7号に反しないと結論付けた点で興味深い事例といえます。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

プログラマーが開発データを持ち出して競合他社へ就職していた場合に
競業禁止義務により、また、不競法により、プログラマーとしての業務に
従事することを差し止めることができるかについて判断した事例



平野 恵稔
Shigetoshi Hirano

PROFILEはこちら

知財高裁(3部)平成29年9月13日判決(平成29年(ネ)第10020号)裁判所ウェブサイト[プログラマー競業行為差止等請求事件]

→ 裁判例はこちら

1. 本件では、X(原告、控訴人)とY(被告、被控訴人)間の基本契約(競業禁止条項あり)の契約期間中に、Xと競業関係にある会社に就職してその業務に従事しているとして、XがYに対し、「Yが、パチンコ・スロットの販売及び開発を行っている会社(「競業他社」)において、プログラマーとして業務に従事すること」を、①本件競業禁止条項、②不競法2条1項4号、を理由として、差止めの請求をしました(他の請求は本稿では省略)。

2. 知財高裁では次のとおり判断しました。

(1) 本件競業禁止条項に基づく差止請求の可否について

本件競業禁止条項は、Yに対し、本件基本契約期間中及びその終了後12か月間、Xの業務内容と同種の行為を、自ら又は第三者をして行うことを禁じるものでした。裁判所は、Yが、Xのソフトウェアの開発業務を開発責任者又はプログラマーとして行う立場にあり、その際、X又はその顧客の営業秘密を取り扱うことは当然想定されることであり、Yがこれらの営業秘密やその他Xの業務を通じて知り得た知識を用いて競業行為を行うことにより、Xに不利益が生じることを防止する必要があることは明らかであるとして、「本件機密保持契約上の義務に加え、YがXと同種の業務を行うことを禁止する旨の約定をすることは、それがYの職業選択の自由又は営業の自由を制限するものであることを考慮しても十分合理性のあることである」としました。

ただ、口頭弁論終結時点で本件競業禁止条項の有効期間が満了しているとして差止めを認めませんでした。知財高裁が、対価額などを詳細に検討せずに、契約期間終了後12か月の競業禁止条項を認めていることが注目されます。

(2) 不競法3条1項に基づく差止請求の可否について

① 裁判所は、「不競法3条1項に基づく差止請求として認められるのは、・不競法2条1項4号の不正競争に即して言えば、不正取得された営業秘密が現に使用又は開示され、又はそのおそれがある場合に、当該使用行為等の停止又は預めの禁止を求めることである」とし、Xの請求は、Yが競業他社の業務に従事すること全般の禁止を求めるものであって、Yがこのような業務に従事することが、直ちにXの営業秘密とされる本件開発データを使用又は開示することを意味するものではないから、不競法3条1項に基づく差止請求としては過剰な請求であるとしました。

② 他方で、裁判所は、「Yが競業他社の業務に従事すれば、当然に本件開発データの使用等に及ぶ蓋然性が高いといった特段の事情がある場合」Xの請求が認められる余地があるとしています。

裁判所は、a 例えば、Yが従事して他社が製作した製品に本件開発データが使用された形跡があることを示す解析結果など、具体的な証拠がないこと、b XとYの間で本件開発データを自ら使用しないこと等及びその情報が記録された電子媒体等を廃棄することを内容とする和解が成立し、Yがこれを遵守しているといっていること(遵守していないというXの主張には理由がないこと)、c 本件開発データが、他社が製作する別のパチスロ等にも使用することができるか、特に製作後3年以上が経過した現時点における製品にも当該データを流用し得るか不明なこと、d Yが本件開発データの持ち出しを事前に計画していた証拠がないこと、に言及しているので、これらの事情があれば、差止が認められる余地もありうることになります。

→ contentsへ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国における知財法制立法動向： 習近平政権一期目の動向と不正競争防止法の改正

松井 衡
Ko Matsui

PROFILEはこちら

今年は5年に一度の共産党全国代表大会が開催され、習近平政権が二期目に入ります。習近平政権の一期目(2012年10月から今年まで)では、知的財産権法の基本法にかかる改正は多くなく、商標法が2013年に改正された程度でした。一方、後述する不正競争防止法及び著作権法の改正案が今年9月の全国人民代表大会常務委員会(常設の立法機関)で審議されています(改正案は現時点で未成立です)。また、知的財産権法と競争法の隣接分野では、工商行政管理局の「知的財産権の濫用による競争の排除又は制限行為の禁止にかかる規定」が2015年に制定され、引き続き独占禁止委員会による知的財産権の濫用に関する独占禁止ガイドラインの制定が予定されています。

個人情報を含むビッグデータの活用の領域では、日本と異なる法体系のもとで中国特有の法体系が整備されつつあります。日本では、個人情報の保護に関する法律が基本的な法律として、その適正な利用にかかるルールを定めています。さらにビッグデータの利活用が日本の国際競争力を決するとの問題意識のもと、私人が安心してデータ収集や分析を行い、その投資に見合った適正な対価の取得を可能にする環境整備の一環として、悪質性の高いデータの取得行為等を新たに不正競争行為として規制する不正競争防止法の改正にかかる検討が始まったのは既報のとおりです¹。

それに対して中国は、まだ統一的な個人情報保護法に相当する法律の立法に至っていません。ネットワーク安全法が一定の規定を置く他、民法のような一般法や政令に相当する規定等に個人情報の保護に関連する規定が分散しています。中国の環境は、個人情報を含むビッグデータの活用を推進する企

業にとっては他国に比べ相対的に規制が少ないと言われており、むしろビッグデータを蓄積している企業が、裁判所(人民法院)を含む政府当局とも協力しながら個人の信用度のモニタリングを可能にする社会が形成されつつあるとの報道もあります²。そのような環境のもとで9月の不正競争防止法の改正案の審議で行われた議論の一部をご紹介します。

まず、営業秘密については審議の結果、従業員又は元従業員の当該企業からの営業秘密取得・利用行為を独立した不正競争行為とした条項は削除された一方で、「第三者が、営業秘密を(その)権利者の従業員、元従業員又はその他単位、個人が、前項に掲げる不法手段を通じて入手したものであることを明らかに知り、又は知りえたにも関わらず、なおも取得、開示、使用し又は他人に使用を許諾した場合は、営業秘密を侵害したものとみなす。」(改正案二次意見聴取稿9条2項、下線は筆者による)との修正が入りました。これは営業秘密保護の強化に向けた改正です。

次に、技術的手段を利用してインターネット分野で行われる不正競争行為が追加されました。中国では、テンセントをはじめとするネット大手企業(頭文字をとってBATと言われます)等がこの分野で発言力を有しています。一部の常務委員が、インターネット技術及びビジネスモデルの発展は変化が非常に早く、今後出現する可能性のある不正競争行為をすべて列挙することは非常に難しいと主張したのに対応した修正となりました。具体的には、「技術的手段を利用して、ユーザの選択に影響を与えること又はその他の方式を通じて、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な運営を妨害、破壊する行為」³が新たに不正競争行為とされ、その具

¹ 本ニュースレター10号(2017年10月号)をご参照ください。

² <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO17399980X00C17A6000000/>

³ この不正競争行為の定義は、既報の最高人民法院判例の影響を受けていると考えられます。本ニュースレター8号(2017年8月号)拙稿をご参照ください。

次ページへ続く ➤

体例として「他の事業者から同意を得ることなく、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的にリンクターゲットにジャンプさせること」「ユーザが、他人が合法的に提供するインターネット商品又はサービスを変更、クローズ、アンインストールするように誤認させ、騙し、脅迫すること」及び「他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスに対して、悪意で互換性を持たせないこと」が列挙され、さらに同類型にかかるバスケット条

項も入りました(同稿12条)。

さらに、出所混同惹起行為の類型である不正競争行為として、「他人のドメイン名の主要部分、ウェブサイトの名称、ホームページ及びチャンネル、プログラム、番組の名称及びロゴ等を無断で使用する事」及び「他人の商標を企業名称の中で使用すること」が追加されました(同稿6条)。

一方、現時点では、日本で議論されている「悪質性の高いデータの取得行為等」はまだ具体的には議論されていません。

→ [contentsへ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。